

▶ India Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなるチームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスにおいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。

FDI ポリシーおよび IBC の最近の重要な変化

| Page 1/2 |

※ 本号の内容は、三菱 UFJ 銀行の会員制 WEB サービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。

2020 年 9 月 No.IDA_012

外国直接投資政策（FDI ポリシー）

インド政府（GOI）は、2020 年に FDI ポリシーのさらなる自由化を発表しました。これらの変更は、以下の日付のプレスノートで公表されています。

- (i) 2020 年 2 月 21 日
- (ii) 2020 年 3 月 19 日
- (iii) 2020 年 4 月 17 日

政策の変更は、以下のとおりです。

I. 保険業

【現行の政策と変更後の政策】

業種	従来	変更後
(a) 保険業	自動ルートの場合 49%	変更なし
(b) 保険ブローカー、法人代理店等の保険仲介業者	自動ルートの場合 49%	自動ルートの場合 100%

ただし、保険仲介業者の自由化には、以下のようないくつかの制約が伴います。

- (i) 主要管理職の過半数は、インドに居住するインド国民でなければならない。
- (ii) 保険仲介業者の関係者に対する支払額が、会社の一会計年度中の総費用の 10%を超えてはならない。
- (iii) 配当の支払前に保険規制開発庁（Insurance Regulatory and Development Authority of India : IRDAI）の事前許可を取得し、一定の条件を充足しなければならない。

これらの条件の中でも、条件 (ii) および (iii) は特に負担が大きく、今後の外国投資の抑制につながる可能性があります。

II. エア・インディアに対する FDI

これまで、エア・インディア（インドの国営航空会社）に対する外国直接投資（Foreign Direct Investment : FDI）は 49%まで認められていました。新政策の下では、非居住インド人（Non-Resident Indian : NRI）による FDI には例外が設けられ、NRI であっても引き続きインド国民として取り扱われます。このような NRI については、FDI は 100%まで認められます。

III. 中国からの FDI には事前の GOI 承認が必要

中国、およびインドと国境を接するその他の国からの直接・間接の FDI には、(いずれの業種においても) 今後、GOI の事前承認が必要となります。この変更の根拠は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に便乗した、インド企業の買収を防ぐことにあります。

しかし、FDI ポリシーでは、この制限は外国ポートフォリオ投資家（Foreign Portfolio Investments : FPIs）による上場企業に対する FDI には適用されません。これは政策の欠陥と考えられ、早急に修正する必要があります。さらに、FDI ポリシーは、香港経由の FDI の取り扱いについて明確に定めておらず、その明確化が急務といえます。なお、この制限は、新規投資のほか、中国に拠点を置く企業に対する既存株式の譲渡にも適用されます。

上記の FDI ポリシーの変更を分析すると、インドの FDI ポリシーはすでに自由化されており、変更の余地はあまりないと思われるかもしれませんが、変更が必要になるとしたら、単一ブランド・複数ブランドの小売取引についてです。これらの業種に対する現行の FDI ポリシーは制限的であり、インド国外の企業による競争を禁止しています。小売業は、政治的に慎重な対応が求められている業種であるため、近い将来に大きな変更が行われることはないものと予想されます。

また、中国からの FDI に課せられる制限は、中国からは好意的に受け止められていません。過去 5 年間、中国からインドへは相当な金額の投資がありました。この政策変更が既存の、および将来の投資に及ぼす影響を注視する必要があります。

破産倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code : IBC）の停止

GOI は、2020 年 3 月 25 日から、企業が新型コロナウイルス感染症流行期間中に不良資産のために倒産手続の利用を余儀なくされることを回避するため、IBC に基づく新規の倒産手続を最長 1 年間停止することを発表しました。

今後、債権者は「2002 年 金融資産の証券化および再建ならびに担保権の実行法（Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002 : SARFAESI 法）」等の他の法律や、インド準備銀行の債務再編スキームに頼る必要が出てくるかもしれません。これらの運用が GOI によって停止させられることがないよう、注視する必要があります。

一方、債務者である企業が債務／不良資産の再編を希望する場合には、会社法第 230 条（「会社とその債権者もしくはそのいずれかのクラス」または「会社とその株主もしくはそのいずれかのクラス」の間の「和解または（財産関係の整理の）合意」のスキームの枠組みを規定しています）に基づく申請を行わなければならない可能性があります。これらは、以前は債務の再編ではなく企業再編（吸収合併、会社分割および合併）に対して適用されてきましたが、このような債務の再編に第 230 条を適用することに制約があるわけではありません。

2020年9月 No.IDA_012

日本企業にとっては、インドのいくつかのニッチビジネスを非常に魅力的な価格で買収する好機と考えることもできます。

これらの変更がインドにおける自社の事業計画にどのような影響を与えるか、ご興味がある、またはご質問がある場合には、お気軽にお問い合わせください。喜んでご説明させていただきます。

※ 本号の内容は、三菱UFJ銀行の会員制WEBサービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。

配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス



Author(s)

 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
Atsumi & Sakai



[執筆者]

弁護士 丹生谷 美穂

パートナー/東京弁護士会

> [View Profile](#)

E: miho.niunoya@aplaw.jp



[執筆者]

外国法事務弁護士（インド法）

アシッシュ・ジェジュルカール

パートナー/第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

E: ashish.jejurkar@aplaw.jp

【お問合せ先】 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム
E: ipg_india@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。